

# 地域防犯カメラ管理及び運用に関する規程

## 1 名称

防犯カメラ

設置場所

設置台数 台

## 2 管理団体

- (1) 管理運用責任者
  - (2) 管理運用責任者の住所
  - (3) 録画機の所在
- (趣旨)

第1条 この規程は、  
が犯罪を未然に防止するために設置する防犯カメラ  
及び防犯カメラにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項につ  
いて定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 防犯カメラの設置は、  
内における犯罪の未然防止を図ることにより、  
地域住民の安全及び安心を確保することを目的とする。

(管理運用責任者等)

第3条 防犯カメラ及び撮影された画像の管理並びに運用の責任者（以下「管理運用  
責任者」という。）を置く。

(防犯カメラの設置)

第4条 管理運用責任者は、防犯カメラの設置に関して次の措置を講じなければなら  
ない。

- (1) 防犯カメラの設置に関して住民等の同意を得ていること。
- (2) 道路、電柱等に防犯カメラを設置する場合は、道路管理者又は電柱等設置権原  
者の許可若しくは承諾を受けていること。
- (3) 私有地に設置する場合は、地権者からの承諾を受けていること。
- (4) 防犯カメラ設置区域に、防犯カメラを設置している旨の表示をすること。

(防犯カメラ等の維持管理)

第5条 管理運用責任者は、設置した防犯カメラ等について必要に応じ修繕等を行い、  
適正な維持管理に努めるものとする。

(画像及び記録媒体の管理)

第6条 防犯カメラの画像（以下「画像」という。）及び記録媒体の管理については、  
次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (2) 画像記録装置の取り扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用  
制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。
- (3) 画像の外部持ち出しを禁止すること。
- (4) 画像から知り得た情報を漏えいしないこと。

- (5) 画像の保管期間は 日間とし、期間経過後は、速やかにこれを消去すること。  
(6) 記録媒体を廃棄する場合は、破碎するなど、画像が読み取れない状態にしてから廃棄すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者等は、第2条に規定する設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。ただし、次の各号に該当するときはその限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。  
(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合  
(3) 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合  
(苦情等への対応)

第8条 管理運用責任者は、防犯カメラ及び撮影された画像の管理及び運用に関して、苦情・問い合わせ等があった場合は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

管理運用責任者の受任について

年 月 日付け施行の「 地域防犯カメラ管理及び運用に関する規程」第3条の管理運用責任者を次のとおり受任します。

【管理運用責任者】

住 所

氏 名

連絡先

印